# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	宮崎市教育委員会 礎項目評価書	就学援助(医療費)に関する事務 基

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市教育委員会は、就学援助(医療費)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮崎市教育委員会

#### 公表日

令和5年3月23日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	就学援助(医療費)に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法第24条に基づき、要保護・準要保護児童生徒が、学校保健安全法施行令第8条に定められた疾病について必要な治療を行ったとき、治療に要した費用の援助を行う。 要保護・準要保護児童生徒へ医療券を発行し、医療機関で治療を受ける。医療機関からの請求によって、直接医療機関へ支払う。
③システムの名称	就学援助システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル	· 名
要保護・準要保護児童生徒フ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第27項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第23条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二第三欄が「市町村教育委員会」であって第四欄に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報」を含む項(26、87の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村教育委員会」であって第二欄に「学校保健安全法」を含む項のうち本事務に該当するもの(38の項) (2)別表第二省令第24条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	宮崎市教育委員会 保健給食課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
≢ <b>☆</b> ケ	宮崎市教育委員会 保健給食課学校保健係

#### 請求先 〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1 110985-85-1837

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 請求先に同じ

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		]4年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及で 3)基礎項目評価書及で	<b>が重点項目評価書</b> が全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシスラ	ームを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査 [ ] 外部監	<u></u>		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

#### 変更箇所

変更固.		本事がみれ続	本事後の和齢	48 dune: 460	4日 山 吹きサリー 1ボ ブ 54 0日
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	課長 山本 由美子	課長 横山 伸子	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年7月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	宮崎市教育委員会 保健給食課学校保健係 〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東1丁目14番 20号 [EL0985-21-1837	宮崎市教育委員会 保健給食課学校保健係 〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1 IEL0985-85-1837	事後	教育委員会の移転による
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長 横山 伸子	課長	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和5年1月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
		ı			1